

平成 20 年 6 月 26 日

**国際炭素行動パートナーシップ (ICAP)**  
**第 1 回国際炭素市場フォーラム**  
**「排出量のモニタリング・算定・報告・検証」の結果報告について**  
(5 月 19 日～20 日 於ブリュッセル)

- ・ 欧州、米国、オーストラリア、ニュージーランド、我が国、韓国他から約 150 名が参加
- ・ 国内排出量取引制度の基本インフラとなる対象施設から排出量のモニタリング・算定・報告・検証に関する以下の諸課題について、国際リンクのための整合性確保の観点から活発な議論が行われた。

**1. 排出量取引制度における排出量のモニタリング・報告・検証に関する技術的課題**

- ・ 各国制度の仕組み・実施状況を各国担当者から報告（我が国からは、自主参加型国内排出量取引制度におけるモニタリング・報告・検証の仕組みを報告）
- ・ 排出量のモニタリング方法（直接連続測定法(米)か投入エネルギー計算法(EU)か）
- ・ 排出量報告の頻度（四半期(米)か年次(EU)か）
- ・ 排出量報告の単位（ショートトン(米)かメトリックトン(EU)か）
- ・ 排出量検証を実施する主体（公的機関か民間検証機関か）

**2. 排出量取引制度の対象とカバレッジの観点からのモニタリングの重要性**

- ・ 排出量のモニタリング・報告・検証に必要とされる精度水準（誤差 2.5%か5%か）
- ・ 吸収源活動による国外・国内クレジットの利用の影響
- ・ 制度対象を川上又は川下及び両者のハイブリッドとした場合の国際リンクへの影響
- ・ 国際リンク実施の際の国際管理体制のあり方（国連制度との関連など）

**3. 排出量検証の経験、遵守措置を強化するための IT システムの活用**

- ・ 米国や EU-ETS での IT 活用状況に関する各国担当者からの報告と情報交換
- ・ 排出量検証の精度向上と IT の果たす役割
- ・ 制度安定化と IT システムの標準化

#### 4. グローバル炭素市場における排出量データ～その報告の頻度、排出量データの公表による市場への影響

- ・ 公表される排出量データの内容と秘匿情報のバランス
- ・ 秘匿情報への配慮に基づく報告データの透明性確保
- ・ 検証済み排出量データの公表スケジュールに関する各国協調の必要性
- ・ 技術的見地から見た排出量の報告・公表における障害ファクター
- ・ 市場に影響を及ぼしうる企業データの扱いへの配慮（EU-ETS での経験を踏まえて）

#### ICAP とは...

- ・ ICAP は、義務的な国内排出量取引制度を実施済又は実施を約束している政府または公的機関によるフォーラム（2007年10月に発足）
- ・ 現在のメンバーは EC 及び英・独等 EU9 カ国、ニューヨーク州等 RGGI メンバーの米 5 州、カリフォルニア州等 WCI メンバーの米・加 7 州、ノルウェー、豪州、NZ の 24 カ国・州
- ・ 義務的な国内排出量取引制度を有しないわが国は正式メンバー資格はなく、環境省と東京都がオブザーバー資格にて参加

（以上）